

**「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン
(はじめの100か月の育ちビジョン)」
に関連する施策について**

「はじめの100か月の育ちビジョン」に関連する主な国の施策の例

5つのビジョン	取り組むべき課題	具体的な施策の例
① こどもの権利と 尊厳を守る	こども基本法にのっとり、こどもの育ちを保障するため、その思いや願いを尊重し、生命や生活等を保障することが必要	<ul style="list-style-type: none"> ○「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発【別紙1・参考資料1】 ビジョンに基づき、全ての乳幼児の権利と尊厳が守られるよう、広報の動画・パンフレット等を作成・周知し、社会全体への普及啓発を図る。 ○児童虐待防止等の推進 児童虐待の未然防止や虐待への対応強化等により、こどもの権利と尊厳を守るため、こども家庭センターの全国展開や、児童虐待への支援現場の体制強化等を図る。
② 「安心と挑戦の 循環」を通してこども のウェルビーイング を高める	乳幼児の成長のため、「アタッチメント(愛着)」の形成と、豊かな「遊びと体験」の機会を保障することが必要	<ul style="list-style-type: none"> ○「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成【別紙1・参考資料2】 ビジョンに基づき、乳幼児・保護者等と地域の人々をつなぐためのイベント開催等の活動を行う地域コーディネーターを研修・養成する取組の先進事例を創出する。 ○「はじめの100か月」のこどもの育ちに関する調査研究【別紙1・参考資料3】 「アタッチメント(愛着)」や「遊びと体験」など、乳幼児の育ちに関する科学的知見の充実・普及に向けて、調査研究や実態調査を実施する。 ○「こども誰でも通園制度」の創設【別紙2】 「こども誰でも通園制度」を新たな通園給付として創設することにより、全ての乳幼児に対して、家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる機会等を保障する。 ○親子関係形成支援事業の推進 支援・保護が必要なこどもと保護者等に対し、状況に応じて、親子の適切な関係構築に向けた支援を実施する。 ○保育士等の配置基準や処遇の改善 保育士等の職員配置基準や処遇の改善など、保育者が誇りを持って働くことのできる体制整備を進めることで、乳幼児の育ちにとって重要な役割を持つ専門職を支える。
③ 「こどもの誕生前」 から切れ目なく 育ちを支える	こどもの育ちに必要な支援・環境を、ひとしく切れ目なく構築していくことが必要	<ul style="list-style-type: none"> ○出産・子育て応援交付金事業の推進 妊娠から出産・子育てまで一貫した、切れ目ない「伴走型相談支援」と「経済的支援」を実施する。 ○幼保小の架け橋プログラムの推進 各自治体の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期のカリキュラム」の開発・実施・改善等に取り組む「幼保小の架け橋プログラム」を推進する。 ○放課後児童対策の推進 「小1の壁」を打破し、幼児期から学童期への切れ目ない育ちを保障するため、関係省庁で連携して放課後児童対策を推進する。 ○乳幼児触れ合い体験の推進【参考資料5】 「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、若い世代が乳幼児や子育て家庭と触れ合う機会を増やすことで、自身の育ちを支えられてきた者が次代のこどもの育ちを支える循環づくりを図る。 ○地域における障害児の支援体制の強化とインクルージョンの推進 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。

「はじめの100か月の育ちビジョン」に関連する主な国の施策の例

5つのビジョン	取り組むべき課題	具体的な施策の例
<p>④ 保護者・養育者の ウェルビーイングと 成長の支援・応援を する</p>	<p>全ての保護者・養育者と つながり、子どもとともに 育つ保護者・養育者を 伴走的に支援・応援する ことが必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○母子保健施策の総合的な推進 産後ケア事業の拡充や乳幼児健診の推進など、妊産婦や子育て世帯を支える母子保健分野の諸施策を総合的に推進する。 ○地域の子ども・子育て支援の推進 保護者・養育者の身近な相談機関である地域子育て相談機関の整備等によって、子育て世帯に必要な支援につなげるとともに、ファミリー・サポート・センター事業等によって、地域における育児の相互援助を進める。 ○共働き・共育ての推進 出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するなど、保護者・養育者の労働環境の整備を含めた対応を進めることで、子どもと過ごす時間の確保を図る。 ○「子ども誰でも通園制度」の創設【再掲】【別紙2】 「子ども誰でも通園制度」を新たな通園給付として創設することにより、保護者・養育者の孤立感・不安感の解消や、育児負担の軽減、親としての成長等を図る。 ○出産・子育て応援交付金事業の推進【再掲】 保護者・養育者への「伴走型相談支援」や「経済的支援」を一体的に行い、そのウェルビーイングと成長を支援・応援する。
<p>⑤ 子どもの育ちを 支える環境や社会 の厚みを増す</p>	<p>「はじめの100か月」の 子どもの育ちを社会全体 の全ての人で応援して いくことができるよう、 広報・普及啓発など、 「子どもまんなか社会」に 向けた気運の醸成が 必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「子どもまんなかアクション」と連携した広報【参考資料1】 「子どもまんなか社会」の実現に向けて、「子どもまんなかアクション」と連携し、ビジョンを踏まえた国民の具体的な行動を促す広報を実施する。 ○「健やか親子21」と連携した広報 「健やか親子21」の妊娠・出産・子育て期の健康に関する普及啓発と連携し、ビジョンを踏まえた基本的な考え方を広める広報を実施する。 ○「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成【再掲】【別紙1・参考資料2】 ビジョンに基づき、乳幼児・保護者等と地域の人々をつなぐためのイベント開催等の活動を行う地域コーディネーターを研修・養成する取組の先進事例を創出する。 ○「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発【再掲】【別紙1・参考資料1】 ビジョンに基づき、乳幼児や保護者等を支え、応援する人々の行動の輪を広げていくことができるよう、広報の動画・パンフレット等を作成し、社会全体への普及啓発を図る。 ○乳幼児触れ合い体験の推進【再掲】【参考資料5】 「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、若い世代が乳幼児や子育て家庭と触れ合う機会を増やすことで、自身の育ちを支えられてきた者が次代の子どもの育ちを支える循環づくりを図る。

※記載している施策はあくまで現時点で「はじめの100か月の育ちビジョン」の理念や基本的な考え方(5つのビジョン)に資すると考えられる取組の例示であり、今後、さらに関連施策の裾野を広げていくことを目指したい。

1 事業の目的

令和6年度当初予算案 0.4億円(0.4億円) + 令和5年度補正予算額 1.2億円

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」(以下「はじめの100か月の育ちビジョン」)の認知拡大に加え、全ての人の具体的な取組を推進する必要がある。そのため、国民運動「こどもまんなかアクション」と連携し、「国民一人一人の具体的な行動促進」「地域等の特色を活かし具体的な活動を推進する人材養成」「科学的知見の充実・普及(調査研究)」を一体的に推進。これらを3年間で集中的に実施し、各地域における自律的な取組につなげていくことで、全ての人の具体的な行動の促進を通じて社会全体の認識を共有し、全てのこどもの「はじめの100か月」(※)の育ちを支え、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上を実現する。

※「はじめの100か月」:本ビジョンのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期(いわゆる5歳児~小1)までがおおむね100か月であり、これらの重要な時期に着目。

2 事業の概要・スキーム

推進対象:「こどもの誕生前から幼児期まで」の育ちの充実に資する取組

① 国民一人一人の具体的な行動促進

①-1 効果的広報を通じた普及啓発【R6当初予算案】

「はじめの100か月の育ちビジョン」の
詳細な内容について周知
(幅広い層を対象にした動画の作成、
メディアを活用した積極的な発信等)

①-2 具体的な行動に活かせるコンテンツ作成等【R5補正予算】

✓保護者・養育者

⇒こどもの育ちを見る視点や乳幼児との関わり方についての専門知も参考に
「こどもの育ち」を学習できるハンドブック・動画等作成

✓関心層(「こどもまんなか応援サポーター宣言」をする層含む)

⇒こどもの育ちに関する基礎知識と、具体的な行動のヒントになるガイドブック・
動画等作成(→国民運動における「#こどもまんなかアクション」の充実)

② 地域等の特色を活かし具体的な活動を推進する人材養成【R5補正予算】

地域等の特色を活かして、こどもの育ちに関する具体的な活動を推進する人材(コーディネーター人材)を全国的に養成。そのため、
・期待される活動例や、実施に求められるスキルなどをまとめたハンドブックや動画教材等の研修コンテンツを開発するとともに、
・複数の実証地域等(※)を指定し、具体的な活動を推進する先進事例を創出。

※実証地域等は「こどもまんなか応援サポーター宣言」実施を想定。地域を越えて効果的にその特色を活かして活動を推進できる場合は民間団体等も可。

③ 科学的知見の充実・普及(調査研究)【R5補正予算】

「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえ、日常生活や経験における幼児期までのこどもの育ちの質の向上を促進する、科学的知見の充実及び普及を目的とする調査研究を実施。(テーマ例:外遊び、絵本、音楽・造形、スマホ・デジタル機器に係る推奨環境や留意点等)

それぞれの立場での
具体的な行動を促進

国民運動「こどもまんなかアクション」と連携

3 実施主体等

【実施主体】民間企業・団体等

【委託】①民間企業等 ②全体統括事業者及び自治体・民間団体等10か所程度(475万円/1件あたり) ③学術機関、民間企業等(計3件程度)

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度」の創設～

令和5年12月11日
第8回こども未来戦略会議
参考資料1（一部改変）

別紙2

検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな給付として「乳児等のための支援給付」（「こども誰でも通園制度」）を創設する。
- **2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。**

制度の意義

- **こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会**
- **ものや人への興味が広がる**とともに、**成長発達に資する豊かな経験をもたらす**
- 保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、**こどもと保護者の関係性にも良い効果**
- 孤立感や不安感を抱える**保護者の負担感の軽減**
- 育児方法の模範を見ることにより、**親としての成長につながる**
- 保育者にとっては、その**専門性をより地域に広く発揮できる**
- 給付制度とすることで**制度利用のアクセスが向上**
- **利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握などにつながる**

【本格実施に向けたスケジュール】

令和5年度～

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**（※）
 - ・108自治体に内示（令和6年1月17日現在）
 - ・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

令和7年度

- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
 - ・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

令和8年度

- **法律に基づく新たな給付制度**
 - ・全自治体で実施（※）
 - ・内閣府令で定める月一定時間までの利用枠

（※）補正予算で前倒しし、今年度中の開始も可能となるよう支援

（※）令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であって**内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置**を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会における中間取りまとめ（第4回検討会（12月25日）資料）

（検討会の概要）

- こども誰でも通園制度について、令和5年度にモデル事業を実施しており、令和6年度からは制度の本格実施を見据えた形での試行的事業を実施する。（参考）「こども誰でも通園制度」（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う（令和5年度総合経済対策）
- こども誰でも通園制度の試行的事業実施に向け、学識経験者、保育所等関係事業者、自治体からなる検討会を9月に立ち上げ、事業実施の在り方について検討し、12月の第4回検討会において、試行的事業の実施方針の中間取りまとめを行う。

I 制度の意義

- **こどもを中心に**、こどもの成長の観点から、**「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」**ことを目的。
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られる
 - ・ 保育者からこどもの良いところ等を伝えられることで、こどもの新たな気づきを得たり、保護者とこどもの関係性に関わる
- 現行制度と比較し、**就労要件を問わないこと、給付制度として全国で実施することで制度利用のアクセスを向上させること、利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握などにつなげていく**ことに意義がある。
- 孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている保護者の負担感の軽減にもつながる。
- 今後の人口減少社会における保育所等の在り方として、こども誰でも通園制度は保育所等の多機能化の大きな柱となる。

II 試行的事業実施の留意事項

- **試行的事業においては**、下記の考え方を踏まえ、**補助基準上一人当たり「月10時間」を上限**として行う。
 - ・ 試行的事業の補助基準上の上限であるものの、本格実施を見据えると、都市部を含め全国で提供体制を確保する必要がある
 - ・ 家族以外の人と関わる機会や、年齢の近いこども同士が触れ合う機会が得られ、こどもの心身の健やかな成長・発達に資する
 - ・ 一時預かりの整備状況は月1～2時間程度に相当し、試行的事業は、一時預かりよりも相当程度多く利用できることとなる
- こどもの安全確保が大前提であり、慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として、**「親子通園」も可能とする**。
- 定期利用（利用する曜日等を固定し定期的に利用）、自由利用（固定せず柔軟に利用）は、こどもや地域の状況を踏まえ、**いずれかを原則とするのではなく、いずれかを選択したり、組み合わせるなど柔軟な利用方法が可能となる仕組み**が必要。

制度の本格実施に向けてさらに検討が必要な事項(例)

- ・ 利用者の利用可能枠
「利用時間を長く設定すべき」、「自治体によって利用時間を増やせるようにすべき」といった意見があった。全ての未就園児が利用できることを目的とする中でどのような対応が可能か、全国的な制度の中で地域差が生じることをどう考えるかといった論点を本格実施に向けて更に検討。
- ・ 人員配置基準
保育人材の確保が課題となっているところ、試行的事業においては一時預かり事業の配置基準と同様とすることとしているが、配置基準について更に検討を行うとともに、保育人材の確保及び育成に対する支援の充実・強化を検討。
- ・ 一時預かり事業との関係
一時預かり事業は①家庭における保育が困難な乳幼児、②子育てに係る保護者の負担軽減のため一時的に預かる乳幼児を対象に、一時的に預かり、必要な保護を行うもの。本制度との組み合わせも可能とするが、具体的方法、両者の関係は、本格実施に向けて引き続き整理。等

参考資料

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」 (はじめの100か月の育ちビジョン) 広報・普及啓発事業の概要

参考資料1

令和5年12月に新たに閣議決定された「はじめの100か月の育ちビジョン」について、理念や基本的な考え方を社会全体の全ての人に周知し、その具体的な行動につなげることで、全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちをひとしく切れ目なく支え、応援する「こどもまんなか社会」の実現を目指していくことが必要。

○令和5年度当初予算

- ✓ 一般の方向け
- ✓ こどもに関わる専門職の方向け

PR・紹介動画とパンフレットの作成・公表
SNS・YouTube等におけるデジタル広告
研修動画とガイドブックの作成・公表



○令和5年度補正予算

- ✓ 保護者・養育者の方向け
- ✓ こどもに関する関心層の方向け

啓発動画とハンドブックの作成・公表
啓発動画とガイドブックの作成・公表



○令和6年度当初予算案

- ✓ 社会全体向け

各種広報コンテンツの段階的な周知・広告
普及啓発イベント・シンポジウム等の開催



これら各ターゲットに向けた広報・普及啓発の取組を効果的に進めていくことで、「はじめの100か月の育ちビジョン」の社会的な認知度を向上させるとともに、ビジョンを踏まえた国民の具体的な行動の促進を図っていく。

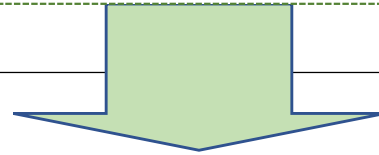
1. 想定しているコーディネーター人材例

・調整能力と意欲のある地域の高齢者 ・まちづくりへの意欲のある若者 ・こどもの育ちに関わる地元NPO職員

2. 目的

- ①以下のような活動例を通じた「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発
- ②「はじめの100か月の育ち」に関わる人口を増やす多様な地域モデルを創出
- ③今まで乳幼児や保護者と関わりの少なかった人や場所をつなぐ

3. 活動例



地域の高齢者が
「はじめの100か月の育ち」に関わる機会創出

- ◆ 対象
 <地域の高齢者> ⇔ <乳幼児・保護者>
- ◆ 手段
 高齢者の憩いの場と子育てサークル等をつなげ、これまで乳幼児等と関わりの少なかった高齢者と乳幼児等の交流機会を創出
- ◆ 期待される効果
 - ・ 乳幼児の育ちへの効果
 - ➔ 様々な世代の人との関わりによって、豊かな心が育まれる。
 - ・ 高齢者への効果
 - ➔ 乳幼児との関わりを通して自身の役割意識が芽生え、日々の生活に張りが生まれる。

地域の学童期・思春期のこどもが
「はじめの100か月の育ち」に関わる機会創出

- ◆ 対象
 <地域の小・中・高生>
 ⇔ <乳幼児・保護者>
- ◆ 手段
 学校と調整し、乳幼児の子育て世帯をつなげ、これまで乳幼児等と関わりの少なかった児童生徒と乳幼児等の交流機会を創出
- ◆ 期待される効果
 - ・ 乳幼児の育ちへの効果
 - ➔ おとなとの関わりでは得られない、異年齢のこどもとの遊びの経験ができる。
 - ・ 小・中・高生への効果
 - ➔ リアルな体験を通して、乳幼児の育ちへの理解が深まる。
 - ➔ 子育てが具体的にイメージできるようになり、乳幼児に関わる意欲が生まれる。

地域の住民や店舗・企業が
「はじめの100か月の育ち」に関わる機会創出

- ◆ 対象
 <地域住民、地域の店舗・企業等>
 ⇔ <乳幼児・保護者>
- ◆ 手段
 町内会や店舗・企業と調整し、地域イベントの実施方法を見直すことなどにより、これまで乳幼児等と関わりの少なかった住民と乳幼児等の交流機会を創出
- ◆ 期待される効果
 - ・ 乳幼児の育ちへの効果
 - ➔ 保護者以外に地域の多様なおとな・こどもと安心して関わることのできる地域イベントが増えることで、より豊かな体験ができるようになる。
 - ・ 地域住民等への効果
 - ➔ 地域住民等と子育て世帯がつながることで、地域の活性化が期待できる。

創出したモデルの全国展開により、将来の少子化対策、地域づくり、社会全体のウェルビーイングの向上につなげる

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」 (はじめの100か月の育ちビジョン) を踏まえた調査研究事業のイメージ

参考資料3

令和5年度

令和6年度

はじめの100か月の育ちビジョン

R5.12.22
閣議決定

科学的知見の
充実・普及
(調査研究)

R5 補正予算

乳幼児の育ちに関する科学的知見が十分に整理・周知されていない現状を踏まえ、「はじめの100か月の育ちビジョン」で位置づけられている基本的な考え方について、科学的な根拠に基づいて普及啓発を行うべく、乳幼児の育ちに関する科学的知見の体系的な収集・整理・分析と、広く国民一般への周知・浸透に向けた調査研究を実施。

調査研究の実施イメージ

調査研究事業の委託
(学術機関・民間企業等
3件程度)



調査研究委員会



調査研究の実施内容・結果等についての有識者による検討・分析

◎乳幼児期の「アタッチメント（愛着）の形成」や「遊びと体験」と、こどもの心身の成長との関係等について、国としてエビデンスを示すことができるよう、**国内外の研究や好事例等を幅広く調査・整理・分析（下記①②）。**

◎あわせて、乳幼児を取り巻く生活実態を把握し、今後の施策に役立てるため、**保護者・養育者等を対象とした全国的な実態調査**を実施（下記③）。

【具体的なテーマ例】

- ①「乳幼児との関わり」に関する調査研究
- ②「遊びと体験」に関する調査研究
- ③乳幼児を取り巻く生活実態調査

先行研究の調査・整理・分析



調査研究テーマに関連する既存の研究についての調査や整理・分析等を実施

現地調査・ヒアリング
アンケート等の実施



先行研究を踏まえ、現地調査や、関係者へのヒアリング・アンケート等を実施

調査報告書のとりまとめ・公表

報告書

調査研究の結果をエビデンスに基づきながら分かりやすくまとめた報告書を作成・公表

✓ 令和5年12月22日

こども家庭庁の公式X、Instagramにおいて、「はじめの100か月の育ちビジョン」閣議決定の旨を一般向けに発信。



✓ 令和6年1月29日

「こどもまんなかニュース」において、「はじめの100か月の育ちビジョン」の地方自治体・関係団体等への周知に向けた発信。

✓ 令和6年2月9日

「こどもまんなかアクションLINE」において、「はじめの100か月の育ちビジョン」の関心層への周知に向けた発信。

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもまんなかニュース
Vol.13 (令和6年1月29日)

Vol.13 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン
(はじめの100か月の育ちビジョン)の策定

**幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン
(はじめの100か月の育ちビジョン)が閣議決定されました！**

- ✓ こどもの誕生前から乳幼児期までの「はじめの100か月」は、生涯にわたるウェルビーイング向上にとって特に重要な時期とされています。
- ✓ このため、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」(通称「はじめの100か月の育ちビジョン」)を策定することで、こどもの育ちを支えるために全ての人で共有したい理念と基本的な考え方を示し、政府の取組を強力に推進するための羅針盤として位置づけました。
- ✓ 本ビジョンに関連して、こども家庭庁の令和5年度補正予算では、地方自治体や民間団体等に委託し、実証地域において乳幼児の親子と地域の人々をつなぐ活動等を推進する「地域コディネーターの養成事業」を実施予定のため、ぜひ公募の際には参画をご検討ください。

こどもまんなかアクションLINE

「こどもの居場所づくり指針」& 「はじめの100か月の育ちビジョン」が決定しました！

こどもの居場所づくり指針
こどもの居場所づくり指針では、どんな環境に生まれ育ったとしても、全てのこども・若者が居場所を持ち、将来にわたって幸せな状態で成長していけることを目指しています。そのために、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進めていきます。

はじめの100か月の育ちビジョン
人生の「はじめの100か月」(母親の妊娠期から小1まで)は、生涯の幸せに向けてとても大切です。この時期の乳幼児や保護者を社会全体で支えるため、「はじめの100か月の育ちビジョン」を新たにまとめました。このビジョンを広め、「こどもまんなか社会」を実現していきます。

詳しい情報については、バナーをタップするとご確認いただけます。ぜひご覧ください。

**幼児期までの
こどもの育ちに係る
基本的なビジョン**

— The First 100 Months of Growth Vision —

はじめの100か月の育ちビジョン

詳しくはこちら

(地方自治体宛てのこども家庭庁・文部科学省連名事務連絡「乳幼児触れ合い体験の推進について」)

事務連絡
令和5年12月26日

各都道府県・指定都市
教育委員会
各都道府県
私立学校主管課
こども政策主管課
少子化対策主管課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体学校教育事務担当課

御中

こども家庭庁長官官房少子化対策室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
文部科学省総合教育政策局政策課
文部科学省総合政策教育局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局教育課程課

乳幼児触れ合い体験の推進について

平素より、こどもまんなか社会の実現及び少子化対策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和5年12月22日に、こども施策に関する基本的な方針や重要事項並びにこども施策を推進するために必要な事項について定めた「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱においては、ライフステージ別の重要事項として、学童期・思春期に、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などの創出をすることとしています。

また、同日に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」(以下、「はじめの100か月の育ちビジョン」という。)においては、自身の育ちを支えられた者が次代のこどもの育ちを支える好循環を生み出すためにも、ライフイベントの多様性を尊重しつつ、全ての人が学童期・思春期・青年期から、教育機関や地域において、乳幼児の育ちや子育てについて学んだり、乳幼児と関わったりする体験ができる機会を保障することとしています。

少子化が進行し、普段の生活で乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もある中、乳幼児触れ合い体験は、こども・若者にとって、こどもを生み育てることや家族を持つことがイメージできる貴重な機会となります。

つきましては、平成29年1月11日付け事務連絡でも通知していますが、改めて各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が、こども大綱、はじめの100か月の育ちビジョン及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていること並びに中学校及び高等学校学習指導要領の記載も踏まえ、関係部局で連携を図りながら、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただくようお願いいたします。

また、平成30年10月1日に改正された「児童館ガイドライン」においても、乳幼児親子と中学生及び高校生世代をともに利用の対象としている児童館において、乳幼児触れ合い体験の取組に努めるよう定めていますので、関係者への周知を併せてお願いいたします。

なお、実施に当たっては、特定の価値観を押し付けることや、プレッシャーを与えることのないよう十分に留意していただくほか、こどもの意見を聴き、その声を体験内容に反映させるなど、こども基本法(令和4年法律第77号)第11条(別添参照)に基づいた取組となるようご協力をお願いいたします。

併せて、各都道府県におかれては、貴管内の市区町村に対して、本事務連絡について周知いただくとともに、貴管内の市区町村において、乳幼児触れ合い体験が実施されるよう、必要な支援等を行っていただくようお願いいたします。

記

1 乳幼児触れ合い体験の位置付け等について

(1) こども大綱

こども施策に関するライフステージ別の重要事項として、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育として、乳幼児触れ合い体験に関する内容が盛り込まれています。(別添参照)

(2) はじめの100か月の育ちビジョン

こどもの育ちを切れ目なく支えるとともに、保護者・養育者を支援・応援する観点から、全ての人が乳幼児の育ちや子育てについて学ぶことや、乳幼児と関わる体験の重要性に関する内容が盛り込まれています。(別添参照)

(3) 次世代法

次世代法第7条第1項の規定に基づく行動計画策定指針において、乳幼児触れ合い体験に関する内容が盛り込まれています。(別添参照)

(4) 学習指導要領

中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領において、幼児及び乳幼児との触れ合い体験に関する内容が盛り込まれています。(別添参照)

(5) 児童館ガイドライン

子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、中学生及び高校生世代等が乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組に関する内容が盛り込まれています。(別添参照)

2 乳幼児触れ合い体験の推進のための取組について

都道府県及び市区町村においては、関係する部局が連携し、乳幼児触れ合い体験を推進することが重要です。具体的には、こども政策・少子化対策等の担当部局が中心となって、地域の実情に応じ、学校をはじめとする様々な関係機関が協力して取り組む体制を構築することが重要と考えられます。

例えば、子育て支援を担当する課において、地域で乳幼児触れ合いにつながる体験活動の場を設け、学校を通じて情報提供をするなどし、中学校や高等学校の生徒が、授業内での体験にとどまらず、希望に応じて参加できるようにすることも効果的であると考えられます。

さらに、乳幼児親子の参加を得るためには、地域子育て支援拠点や児童館等の利用者に直接働きかけを行うほか、母子保健事業(乳幼児健診等)等と連携し、参加者を確保するための取組を行うことも効果的と考えられます。

3 地域少子化対策重点推進交付金について

都道府県及び市区町村は、乳幼児触れ合い体験を実施する場合にもこども家庭庁の地域少子化対策重点推進交付金を活用(委託料や講師謝金、会場使用料、消耗品費、ボランティア保険料等が対象経費)することが可能です。(別添参照)

なお、令和5年11月29日に成立した令和5年度補正予算において、乳幼児ふれあい体験事業については本交付金の重点メニューと位置づけており、補助率を一般の事業より高く設定しています。

【参考】

こども家庭庁ホームページ

(こども大綱関係)

URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/>

(はじめの100か月の育ちビジョン関係)

URL : https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi/

(地域少子化対策重点推進交付金関係)

URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/shoushika/koufukin/>

(児童館関係)

URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/jidoukan/>

4 留意点

(1) 子育て支援団体等との連携

乳幼児触れ合い体験の実施に当たっては、地域の乳幼児親子と関わりのある子育て支援団体等と協力することも重要であり、また、乳幼児触れ合い体験のノウハウを活用し、子育て支援団体等に業務を委託し実施する方法も考えられます。

(2) 乳幼児の安全確保

乳幼児触れ合い体験を実施する際、乳幼児の抱き方や保育所等における行動の注意点を事前に生徒に周知するなど、乳幼児の安全を確保することが必要です。

(3) 生徒への配慮

乳幼児触れ合い体験の実施に当たっては、生徒の個別の事情に配慮するとともに、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることのないよう留意することが必要です。

【資料】

別添 関連資料

【本件の問い合わせ先】

こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)付少子化対策室

少子化対策調整係 電話:03-6860-0142

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

指針係 電話:03-6861-0059

こども家庭庁成育局成育環境課

健全育成係 電話:03-6861-0303

文部科学省総合教育政策局政策課

企画調整係 電話:03-6734-2641

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

男女共同参画企画係 電話:03-6734-3268

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程総括係 電話:03-6734-2073